

「成年年齢引き下げ」に併せて“変わる”こと



民法の成年年齢には、「1人で有効な契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。



- ・親の同意がなくても契約をすること
(例) 携帯電話の契約、ローンの契約、クレジットカードの契約など
- ・10年有効のパスポートを作ること
- ・公認会計士などの国家資格を取得すること
- ・帰化の申請をすること など



「成年年齢引き下げ」に併せて“変わらない”こと



民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、健康被害への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、お酒やギャンブルなどは従来の年齢を維持することとされています。



- ・お酒を飲むこと
- ・喫煙をすること
- ・競馬などの公営ギャンブルをすること
- ・養子を迎えること
- ・大型・中型自動車運転免許を取得すること
(令和4年に改正道路交通法が施行予定です。)
- ・国民年金の加入義務 など



※上記は一例です。このほかにも民法改正に併せて変わることもあります。また、各々が個別の法律により定められているため、誕生日の前日から有効になること(10年有効のパスポート、国民年金の加入義務など)と、誕生日から有効になること(契約、飲酒、喫煙など)があります。

困ったときは「二本松市消費生活センター」へご相談ください。

成年になると親権者等の同意がなくとも、さまざまな契約をすることができるようになりますが、**未成年者取消権**(親の同意を得ずに契約した場合、原則として契約を取り消すことができる権利)を行使することができなくなります。

《例えば…》

収入を得たいと思って登録したのに、高額な情報商材を契約してしまった。中には、「すぐ元が取れるから」とクレジットカードを新たに作るよう要求されたり、借金をしてまで契約を勧めるケースもあります。

「話が違う」と思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。契約の取り消しや、クーリング・オフ等ができる場合もあります！

二本松市消費生活センター
☎(24)7200 FAX(22)4479
相談日：月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
相談時間：9：00～12：00
13：00～15：00
場所：市役所1階
(3番窓口・生活環境課前)

2022年4月1日～

成年年齢が引き下げられます

❓ なぜ「成年年齢引き下げ」？

日本では、明治時代から、民法により「成年年齢は20歳」と定められていました。しかし、未来を担う若者の社会参加を促すため、近年、選挙権年齢を18歳に定めるなど、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められてきました。

こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、その積極的な社会参加を促すことにつながると国で判断され、成年年齢が引き下げられます。

また、諸外国の多くで、成年年齢を18歳としています。



❓ 「成年」になるのはいつから？

生年月日	成年となる日	成年年齢
～2002年4月1日	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	<u>2022年4月1日</u>	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日		18歳
2004年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

❓ 「成年年齢引き下げ」で気になるポイントは？

結婚年齢…女性の婚姻開始年齢を引き上げ、男女ともに18歳に統一されます。なお、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができます。



養育費……成年年齢が18歳に引き下げられたとしても、直ちに養育費の支払期間が18歳までになるわけではないと考えられます。

例えば、改正法の施行日前に、「子が成年に達する日が属する月まで毎月〇万円を支払う」というような文言で合意がされている場合、「合意がされた当時の成年年齢が20歳であったこと」「養育費の支払期間を定める際に考慮した事情が成年年齢の引き下げによって変わるわけではないこと」からすれば、成年年齢が引き下げられたとしても、一般的には養育費の支払期間が変更されるものではなく、従前どおり20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

成人式……成人式について、法律による決まりはなく各自治体により判断されます。

